

グローバルビジネス学科「English Summer Seminar」(ESS)に関する内規
(2021年度入学者対象)

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 この内規は、国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第10条に定める外国語科目および日本語科目の履修方法 第6項に関する事項について定めることを目的とする。

(履修について)

第2条 「English Summer Seminar」(以下、ESSとする)は1年次1学期の集中講義科目として開講される必修科目である。

2 ESSに参加する者は、夏季休暇中に、国際学部運営委員会が定める研修プログラムを受講しなければならない。いずれの研修先に参加するかは、参加希望調査、その他の基準に基づく人数調整等の結果に基づき、グローバルビジネス専攻長が決定する。

3 前項に定める研修に参加する者は、出発までに、授業の一環として実施される、渡航手続きや危機管理に関するガイダンスに出席しなければならない。

(渡航ができない場合について)

第3条 国内外の情勢を理由に、前条第2項に定める研修先への参加を麗澤大学が許可しない場合、専攻が指定するオンライン留学プログラムに参加することで、ESSの単位を修得することができる。

2 下記(1)~(3)に定めるいずれかの理由により、前項に定める研修に参加できない者は、オンライン英会話(DMM英会話)を受講することで、ESSの単位を修得することができる。ただし、オンライン英会話に参加するには、申請書を提出し、グローバルビジネス専攻長の承認を受けなければならない。なお、当該申請書は、ESSオリエンテーション時に配布される。

- (1) 経済的理由
- (2) 心身の健康上の理由
- (3) その他の理由

(単位認定について)

第4条 入学時に実施されるTOEICのスコアで800以上を取得した者は、国際学部規程第14条別表4の定めに基づき、第2条に定めるESSの単位につき、単位認定を受けることができる。

2 第2条に定めるESSの単位を1年次に修得できない者は、2年次にESSを再履修しなければならない。

(事務の所管)

第5条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。